

毎週火、金曜日発行(但休日にかゝるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

◇規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則

国有財産使用及産物採取規則等の一部を改正する規則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

鳥取県特別徴収検査規則を廃止する規則

鳥取県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十八号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則

(用品の範囲)

第一条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」という。)第一条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品の範囲を次のとおり定める。ただし、東京事務所、大阪事務所及び北九州事務所に係るものを除く。

- 一 庁用備品
- 二 庁用消耗品
- 三 庁用燃料

2 前項の用品の細目は、別に定める。

(事務の範囲)

第二条 条例第一条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。

本 庁

一 電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料並びに電話の料金の支払に関する事務

二 文書の浄書及び発送に関する事務

三 給与の集中経理に関する事務

四 自動車の管理に関する事務

東京事務所及び大阪事務所

一 電信電話の料金に支払に関する事務

二 自動車の管理に関する事務

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

国有財産使用及産物採取規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

国有財産使用及産物採取規則等の一部を改正する規則

(国有財産使用及産物採取規則の一部改正)

第一条 国有財産使用及産物採取規則(大正十五年一月鳥取県令第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「納入告知書」を「納入通知書」に改める。

(道路占用規則の一部改正)

第二条 道路占用規則(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

第三条 鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項ただし書及び第十六条第二項中「納額

告知書」を「納入通知書」に改める。

(精神衛生法施行細則の一部改正)

第四条 精神衛生法施行細則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する

条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する

条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「鳥取県本(支)金庫

(以下「県金庫」という。 )及び「県金庫」を「指定金融機関」に改め、同条第三項中「恩給支給金庫指定届」を「恩給支給指定金融機関指定届」に、「県金庫」を「指定金融機関」に、「県金庫名」を「指定金融機関名」に改める。

に、第四十条の見出しを「(恩給支給指定金融機関変)」に改め、同条中「県金庫」を「指定金融機関

「恩給支給金庫変更届」を「恩給支給指定金融機関更届」に改める。

第四十一条中「県金庫」を「指定金融機関」に改める。

第四十四条中「恩給支給金庫変更届」を「恩給支給指定金融機関変更届」に改める。

別記第一号様式から別記第六号様式まで、別記第七

00037

別記第二十八号様式及び別記第三十号様式中

支給 金庫名	本(支)金庫
-----------	--------

を

支給 銀	給行 銀店(出張所)
---------	---------------

に改める。

別記第二十七号様式の二中

支給 金庫	金庫
----------	----

を

支給 銀	給行 銀店(出張所)
---------	---------------

に改める。

00036

号様式の五から別記第十一号様式まで、別記第十三号様式及び別記第十五号様式の二中「支給金庫〇〇金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改め、これらの様式の備考中「支給金庫名は、県内居住者のみ記入すること。」を「支給銀行名は、県内居住者のみ記入し、かつ、指定金融機関名を記入すること。」に改める。

別記第二十七号様式中

支給 金庫名	本(支)金庫
-----------	--------

を

支給 銀	給行 銀店(出張所)
---------	---------------

に改める。

別記第三十三号様式を次のように改める。

第三十三号様式 恩給支給指定金融機関指定(変更)届

鳥取県総務部職員厚生課御中		年	月	日提出
下記の指定金融機関から恩給の支給を受けることを届ける。				
恩給の支給希望銀行	銀行		店(出張所)	
指定(変更)の期日	年	月	渡し以降	
証書記号番号	第		号	
受給者	現住所			
	氏名	印	㊟	

備考 この様式は、県内で受給することを希望する者のみ使用すること。

別記第三十四号様式の備考を次のように改める。

- 備考
- 1 印かん届は、指定金融機関に提出すること。
  - 2 この様式は、県内で受給することを希望する者のみ使用すること。
- 別記第三十五号様式から別記第三十五号様式の二の二まで中「支給金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改める。
- (鳥取県恩給給与細則の一部改正)
- 第二条 鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
- 第八条第一項第一号中「鳥取県本(支)金庫(以下「県金庫」という。)」及び「県金庫」を「指定金融機関」に改め、同条第三項中「恩給支給金庫指定届」を「恩給支給指定金融機関指定届」に、「県金庫」を「指定金融機関」に、「県金庫名」を「指定金融機関名」に改める。
- 第九条の見出しを「(恩給支給指定金融機関の変更)

更)に改め、同条中「県金庫」を「指定金融機関」に、「恩給支給金庫変更届」を「恩給支給指定金融機関変更届」に改める。

第十条中「県金庫」を「指定金融機関」に改める。

別記第一号様式中「支給金庫〇〇金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改め、同様式の備考中「支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。」を「支給銀行名は、県内居住者のみ記入し、かつ、指定金融機関名を記入すること。」に改める。

別記第一号様式の二中「支給金庫〇〇金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改める。

別記第二号様式から別記第六号様式まで、別記第八号様式及び別記第九号様式中「支給県金庫〇〇金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改め、これらの様式の備考中「支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。」を「支給銀行名は、県内

居住者のみ記入し、かつ、指定金融機関名を記入すること。」に改める。

別記第九号様式の二中「支給金庫〇〇金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改める。

別記第十号様式、別記第十一号様式及び別記第十三号様式中「支給県金庫〇〇金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改め、これらの様式の備考中「支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。」を「支給銀行名は、県内居住者のみ記入し、かつ、指定金融機関名を記入すること。」に改める。

別記第二十七号様式、別記第二十八号様式及び

別記第三十号様式中

支給金庫	県名	本(支)金庫
支給銀行	銀行	店(出張所)

に改める。

給の改定及び請求手続に関する規則の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律により改正すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和三十三年十一月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「支給金庫 本支金庫」を削る。  
(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等)の一部を改正する条例附則の規定等により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部改正)

第五条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例附則の規定等により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和三十六年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「支給県金庫〇〇金庫」を削る。  
(恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部改正)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和三十六年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「支給県金庫〇〇金庫」を削る。  
(恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部改正)

第七条 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三号様式

恩給支給指定金融機関指定(変更)届

鳥取県総務部職員厚生課御中		年	月	日提出
下記の指定金融機関から恩給の支給を受けることを届ける。				
恩給の支給希望銀行	銀行	店(出張所)		
指定(変更)の期日	年	月渡し以降		
証書記号番号	第	号		
受給者	現住所			
	氏名印	㊟		

備考 この様式は、県内で受給することを希望する者のみ使用すること。

別記第三十三号様式を次のように改める。

別記第三十四号様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 印かん届は、指定金融機関に提出すること。
- 2 この様式は、県内で受給することを希望する者のみ使用すること。

別記第三十七号様式及び別記第三十八号様式中「支給金庫」を「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」に改める。

(昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例により改定すべき恩給の改定手続に関する規則の一部改正)

第三条 昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例により改定すべき恩給の改定手続に関する規則(昭和三十三年十一月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「支給金庫 本支金庫」を削る。  
(恩給法等の一部を改正する法律により改正すべき恩

別記第一号様式及び別記第二号様式中

(昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例等の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部改正) 第八条 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生

別記第一号様式及び別記第二号様式中

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

支給 金庫	具名	本(支)金庫
----------	----	--------

支給 金庫	具名	本(支)金庫
----------	----	--------

を

支給 金	給行	銀行(出張所)
---------	----	---------

支給 金	給行	銀行(出張所)
---------	----	---------

に改める。

に改める。

じた恩給の年額の改定に関する条例等の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

鳥取県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅管理条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

第一条中「鳥取県営住宅管理条例」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。

第七条中「県営住宅家賃納額告知書」を「県営住宅家賃等納入通知書」に改める。

様式第二号の関係書類の1中「県営住宅管理条例」

を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。

様式第七号の別記諸条項の一のイ中「納額告知書」を「納入通知書」に改め、同様式の別記諸条項の八のロ中「鳥取県営住宅管理条例」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。  
様式第十号を次のように改める。

様式第十号 左綴りとする。

表

No. \_\_\_\_\_

年度県営住宅家賃等納入通知書

鳥 取 県

裏

## ◎納入についての御注意

- 1 この綴りは、亡失又は損傷のことがないように大切に保管してください。
- 2 家賃等を納入される時は、この綴りを切離さず納入者の氏名を記入して納入してください。
- 3 県営住宅を退居される時は、退居届とあわせて、この綴りを返納してください。なお、綴りのうち納入通知書と領収書は御返しします。
- 4 退居の際1月に満たない家賃は、日割計算により別に納入通知をしますからこの綴りは使用しないでください。
- 5 家賃等を3月分以上滞納されると県営住宅を明渡していただくこととなりますので必ずこのようなことのないよう特に注意してください。
- 6 やむを得ない理由によりこの綴りを亡失し、又は損傷されたときは、その旨を申出てください。

県営住宅家賃等納入通知書

領収証書(指定金融機関等受領印)

第 号	県営住宅	団地第 号	納
年度歳入一般会計			
科目	使用料及び手数料	使用料	土木使用料
金額	1ヶ月分家賃	¥	万 千 百 十 円
	1ヶ月分割増賃料	¥	
	1ヶ月分合計	¥	
納期限	毎月末日		
上記のとおり毎月別紙により左記の指定金融機関等に納入してください。			
年 月 日			
鳥取県知事 氏 名 園			
担当課			

四月分	七月分	十月分	一月分
五月分	八月分	十一月分	二月分
六月分	九月分	十二月分	三月分

県営住宅家賃等払込書

県営住宅家賃等領収済通知書

県営住宅家賃等領収済通知書

第 号	年度歳入
一 般 会 計	
款	使用料及び手数料
項	使 用 料
目	土 木 使 用 料
節	家 屋 賃 付 料
金額	家賃 ¥ 千 百 十 円
	割増賃料 ¥
	計 ¥
納期限	当月末日
ただし、 月分家賃等 上記のとおり払込みします。	
年 月 日	
号	
担当課	

第 号	年度歳入
一 般 会 計	
款	使用料及び手数料
項	使 用 料
目	土 木 使 用 料
節	家 屋 賃 付 料
金額	家賃 ¥ 千 百 十 円
	割増賃料 ¥
	計 ¥
納期限	当月末日
ただし、 月分家賃等 上記金額を領収したので通知します。	
年 月 日	
銀行店 ㊤	
鳥取県知事 氏 名 殿	
担当課	

第 号	年度歳入
一 般 会 計	
款	使用料及び手数料
項	使 用 料
目	土 木 使 用 料
節	家 屋 賃 付 料
金額	家賃 ¥ 千 百 十 円
	割増賃料 ¥
	計 ¥
納期限	当月末日
ただし、 月分家賃等 上記金額を領収したので通知します。	
年 月 日	
銀行店 ㊤	
鳥取県出納長 氏 名 殿	
担当課	

喜南守



様式第十一号から様式第十四号まで、様式第十七号、様式第十九号及び様式第二十一号中「県営住宅管理条例」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。

様式第二十二号中「県営住宅管理条例施行規則」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」に改める。

様式第二十三号及び様式第二十四号中「県営住宅管理条例」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県税特別徴収検査規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県税特別徴収検査規則を廃止する規則  
鳥取県税特別徴収検査規則(昭和二十三年一月鳥取県規則第一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。